

「浙江省專利特定項目資金管理に関する 暫定弁法」

2001年11月14日公布

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

浙江省財政庁 浙江省科学技術庁
浙財行字[2001]289号

「浙江省專利特定項目資金管理に関する暫定弁法」の印刷配布に関する通知

各市、県(市)財政局、科委(科技局)、知識産権(專利)局、省級各関係部門:

この度、「浙江省專利特定項目資金管理に関する暫定弁法」を印刷配布しますので、これを遵守して実施してください。実施中に問題があれば、省財政庁、省科技庁に直ちにご連絡ください。

付属書類:浙江省專利特定項目資金管理に関する暫定弁法

二〇〇一年十一月十四日

第一章 総則

「中国共産党浙江省委 浙江省人民政府の、技術革新の強化、ハイテクの発展、産業化の実現に関する若干の意見」(浙委[2000]15号)と「浙江省人民政府の、專利事務の強化と技術革新の促進に関する意見」(浙政発[2001]45号)の精神を徹底して実行し、発明創造を奨励し、技術革新を激励するために、2001年から浙江省專利特定項目資金を設立する。專利特定項目資金の管理を強化し、資金の使用効果を上げるために、ここに、関係公文書の精神に従い、且つ、わが省の実際の状況に結び付けて、本弁法を制定する。

第一条 專利特定項目資金の出所

- (一)省財政予算からの資金割り当て
- (二)国家專利特定項目援助資金
- (三)社会団体と個人の寄贈の受領
- (四)その他の資金

第二条 專利特定項目資金は、主として発明專利と涉外專利の出願消費補助、知識産権の宣伝、人材の育成訓練及び專利事務の奨励に用いられる。

第三条 援助対象

本省企業事業単位、機関、社会団体、及び本省管轄区域内に住所のある個人は、すべて、国内外へ発明專利を出願する場合、援助を申請することができる。

第二章 申請条件

第四条 專利特定項目資金を申請する単位或は個人(以下、申請人と略称する)は、以下の条件の一つを具備していなければならない。

- (一)国内発明專利が国家知識産権局に受理されていること
- (二)国外発明專利が国外の專利局を通じて権利付与されていること
- (三)国家、省の知識産権の宣伝、人材育成訓練計画に組み込まれていること

第五条 申請人は、国内発明專利援助を申請する際に、以下の資料を提出しなければならない。

- (一)浙江省国内発明專利出願費援助の申請書(様式は添付書類1を参考のこと)
- (二)国家知識産権局(專利局)の專利受理通知書
- (三)国家知識産権局(專利局)の專利受理料金納付受取書の写し

(四) 專利出願請求書の第一頁(写し)

第六條 申請人は、国外発明專利援助を申請する際に、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 浙江省国外発明專利出願費援助の申請書(様式は添付書類 2 を参照)

(二) 出願国の知識産権管理部門の権利付与証書の写し

(三) 国家に許可された渉外專利代理機構により発行された、国外発明專利出願、代理費用の決算計算書と領収書の写し

第七條 援助金額 国内発明專利に対して一件 3,000 人民元を援助する。国外発明專利に対して一件 30,000 人民元を援助する(一件に対し、最大で二つの国家分を援助する)。

第三章 申請と審査・決裁

第八條 申告の審査・決裁の手続き

(一) 申請人は、現地の市、県(市)知識産権(專利)管理部門に、申請報告及び関係資料を随時提出できる。省級の申請人は、省知識産権局に、申請報告及び関係資料を直接提出できる。

(二) 市、県(市)知識産権(專利)管理部門は、申請報告及び関係資料を受け取った後、規定の手続きに従って直ちに審査事務を組織し、同じ等級の財政部門と共同で初審意見を提出して省知識産権局、省財政庁に報告する。

(三) 以下の事情のいずれかがある場合には、受理しない。

1. 申請条件に合致していない。
2. 援助範囲に属していない。
3. 規定に基づいて「申請書」に記入がされていない。
4. 提出された資料が完全ではない。
5. 他の政府部門から同種の援助を既に獲得している。

(四) 省知識産権局は、国家知識産権局発明專利公開報告及び各市、県(市)の審査意見に基づき、審査意見と通年の関連項目資金の使用計画を提出し、省科技庁が省財政庁と共同で審査確定した後、援助項目及び経費を下達し、経費が省財政から直接に專利委託(代理)機構に支給される。

第四章 奨励

第九條 国家、省專利事務モデル(試験的な単位)に組み込まれ、且つ知識産権(專利)制度の設立、管理、宣伝と人材の育成訓練などの方面において突出した貢献をした企業事業単位に対し奨励が与えられ、奨励経費は專利事務の発展に用いられ、個人に支給されてはならない。市、県(市)知識産権(專利)管理部門は、專利事務の奨励企業及び単位の推薦を担当し、且つ同じ等級の財政部門と共同で初審意見を提出し、省知識産権局、省財政庁に報告する。省知識産権管理部門は、関係部門及び専門家と共同で審査した後、奨励計画を提出する。

第五章 資金管理

第十條 浙江省の專利特定項目資金の援助期限は、通常一年である。発明專利援助経費は、国家知識産権局が前年度に公表した発明專利受理数に基づいて確定する。知識産権の宣伝、人材の育成訓練などの経費は、省知識産権管理部門の年度事務計画に基づき、省科技庁部門の予算に組み入れられ、規定の手続きに従って審査・決裁される。

第十一條 特定項目資金は、この項目のみに用いられ、当年に資金残高がある場合、次の年に使用できる。

第十二條 本弁法の援助受益者は專利出願人であり、專利代理機構及び專利代理人は本弁法の援助受益者に属さない。

第十三条 省財政庁と科技庁は、特定項目資金の使用について監督と検査を実施する。資金を申請する単位と個人は、真実の資料と受取書を提出しなければならず、虚偽により欺いた場合、一度発覚すると援助した資金をすべて省に返却しなければならず、且つ法律に基づいて責任を追及される。

第六章 附 則

第十四条 本弁法は、発布日から施行する。

第十五条 省財政庁、科技庁が本弁法を説明する責任を負う。

添付書類：

1. 浙江省国内発明專利出願費援助申請書
2. 浙江省国外発明專利出願費援助申請書